





# 令和6年4月1日から

# BSE検査対象が変わりました！

国際獣疫事務局（WOAH）が世界的なBSE対策の基準見直しを行ったことを受け、令和6年4月1日から、と畜場におけるBSE検査実施要領が変更されました。

## BSE検査対象となる牛

### 改正前 (H29～)

### 24カ月齢以上

- 神経症状※1 が疑われる牛
- 全身症状を呈する牛

※1  
運動障害, 知覚障害, 意識障害など  
(骨折、関節炎、熱射病による起立不能  
など、原因が明らかなものは除く)

### 改正後 (R6～)

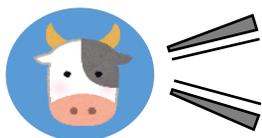
### 全月齢

- 行動異常または神経症状※2を呈する牛

※2  
異常姿勢(犬座姿勢)、  
異常歩様(特に後肢の運動障害)、  
頭を低くする、障害物回避が困難、  
起立不能(骨折、関節炎、熱射病など、  
原因が明らかなものは除く)など

point

- ◆ 月齢条件が廃止されました。
- ◆ 検査対象となる臨床症状を絞り込みました。



## 有症牛だけをターゲットにした サーベイランスに切り替え！

## ⚠️ 特定危険部位(※)の除去は引き続き必要です！

※特定危険部位

- ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部
- ・ 30カ月齢超の頭部(舌、頬肉及び皮を除く)、脊髄、脊柱

芝浦と場

月齢による分別管理を実施していないため、月齢に関わらず特定危険部位を含む肉の販売はできません。

【Tボーンステーキ・こめかみ肉など】